

無線局の運用開始等の届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

- 電波法第 16 条第 1 項の規定により、無線局の運用開始の期日について、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第 16 条第 2 項の規定により、無線局の運用を休止又は無線局の運用の休止期間を変更するので、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第 27 条の 6 第 2 項の規定により、特定無線局の運用を開始したので、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第 24 条第 2 項第 1 号の規定により、無線航行陸上局の無線局運用規則第 108 条第 3 号及び第 4 号（これらの規定を同規則第 182 条において準用する場合を含む。）に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第 24 条第 2 項第 2 号の規定により、標準周波数局の無線局運用規則第 140 条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。
- 無線局免許手続規則第 24 条第 2 項第 3 号の規定により、特別業務の局の無線局運用規則第 140 条各号に掲げる事項について、下記のとおり届け出ます。

（注2）

記

1 届出者（注3）

住 所	都道府県－市区町村コード [
	〒 (-)
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	印

2 無線局の運用開始等に係る事項（注4）

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号又は包括免許の 番号	

④ 運用開始の期日又は運用開始年月日	
⑤ 運用休止期間及び運用を休止する理由	
⑥ 備考	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	